

南和広域医療企業団個人情報保護方針

1 個人情報の保護

南和広域医療企業団【監査委員及び議会を含む】(以下「企業団」といいます。)の職員及び職員であった者、企業団の受託業務に従事している者及び従事していた者は、「個人情報の保護に関する法律」や「個人情報の保護に関する法律施行条例」等を遵守し、人格尊重の理念に基づいて、企業団が取り扱うすべての個人情報(個人に関する情報で個人が識別され、又は識別され得るもの)の保護に努めます。

なお、死亡された方の情報が、同時に、遺族等の生存する個人に関する情報でもある場合には、生存する個人に関する情報と同様に取り扱います。

2 個人情報の取扱いについて

個人情報の収集、利用及び第三者への提供は、法令等に基づき、所掌事務を遂行するため必要な範囲で行います。その他の目的に個人情報を利用する場合、利用目的をあらかじめお知らせし、ご了承を得た上で実施します。ウェブサイトで個人情報を必要とする場合も同様にいたします。

本来の利用目的の範囲を超えて使用する場合は、匿名化^(※1)(個人を識別できない状態に加工)して利用する場合及び法令の定めによる場合を除き、本人の同意なしに第三者^(※2)に対する個人情報の利用提供はいたしません。

3 個人情報の適正管理について

個人情報の管理については、正確かつ最新の状態に保ち、個人情報の漏えい、改ざん、滅失、き損及び個人情報への不正なアクセスの防止に努めます。

4 個人情報の開示・訂正等について

本人から個人情報の開示・訂正・利用停止を求められた場合には、遅滞なく内容を確認し、「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)」及び「診療情報の提供等に関する指針(平成15年医政発第09112001号 各都道府県知事あて厚生労働省医政局長通知)」に基づいて適正に対応します。

5 問い合わせの窓口

個人情報保護についてのご質問やお問い合わせは、以下のとおりお受けします。

企業団全般に関すること 事務局 総務企画課

電話 0747-54-5000 e-mail jimukyoku@nanwairyou.jp

南奈良総合医療センターに関すること 事務局 医事課

電話 0747-54-5000 e-mail jimukyoku@nanwairyou.jp

南奈良訪問看護ステーションに関すること 事務局 総務企画課

電話 0747-54-5000 e-mail jimukyoku@nanwairyou.jp

吉野病院に関すること 吉野病院 事務部

電話 0746-32-4321 e-mail y-jimukyoku@nanwairyou.jp

五條病院に関すること 五條病院 事務部

電話 0747-22-1112 e-mail g-jimukyoku@nanwairyou.jp

南奈良看護専門学校に関すること 南奈良看護専門学校 事務局

電話 0747-54-5000 e-mail jimukyoku@nanwairyou.jp

6 組織的な個人情報保護の取組

- 1)この方針を適宜見直す等により、個人情報保護の仕組みの継続的な改善を図ります。
- 2)個人情報の利用取得は、サービスの提供や管理運営を目的とし、利用範囲を明確にして行います。また、その利用にあたっては、本人の権利利益を損なわないように配慮いたします。なお、取得する情報の範囲について疑問を持たれる点は説明に応じます。
- 3)企業団は教育・研修機関としての役割も担っておりますので、取得した個人情報を教育や研究に用いる場合がありますが、匿名化し、プライバシーの保護に努めます。
- 4)適切な医療を提供するために、他の医療機関等と連携をとる場合や一部業務の外部委託を行う場合があります。その際、個人情報を必要とする場合が生じますが、信頼のおける機関や契約先を選定することにより、情報が適切に取り扱われるよう万全の措置を講じます。

7. 診療情報の提供・開示

「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)」に基づき、診療情報の提供・開示を行います。

(※1) 単に個人の名前などの情報のみを消し去ることで匿名化するのではなく、あらゆる方法をもってしても情報主体を特定できない状態にされていることをいいます。

(※2) 第三者とは、情報主体及び受領者(事業者)以外をいい、本来の利用目的に該当しない、または情報主体によりその個人情報の利用の同意を得られていない団体または個人をさします。

改 版 履 歴

改 版 履 歴

版数	改版年月日	改版内容
1.0	平成 28 年 4 月 1 日	新規制定 【各病院ごとに制定(南奈良総合医療センター・吉野病院・五條病院)】
2.0	令和 3 年 12 月 1 日	全部改正 【全部改正し南和広域医療企業団個人情報保護方針として一括制定】
2.1	令和 5 年 4 月 1 日	一部改正 【デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和 3 年法律第 37 号)附則第 1 条第 7 号に掲げる規定の施行に伴い、一部改正】